

## 《ナナホシ重要事項説明書》

本重要事項説明書は、ナナホシ岐阜事業所（以下、「事業所」という）とサービス利用契約の締結を希望される方（通所給付決定保護者）に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明し交付するものです。

### 1. 事業者の概要

事業者（法人）名	株式会社 ナナホシ	代表者氏名	代表取締役 林 貴弘
所在地 電話番号	住所 〒500-8175 岐阜市長住町9丁目23番 TEL 058-255-1025 FAX 058-255-1026		

### 2. 事業所の概要

事業所名	ナナホシ岐阜事業所	管理者氏名	安藤 圭菜
所在地 電話番号	住所 〒500-8175 岐阜市長住町9丁目23番 TEL 058-255-1025 FAX 058-255-1026		
事業種別	障害児童通所支援事業	事業所番号	2150100788
		指定年月日	平成30年10月1日
業種別	保育所等訪問支援	登録市町村	岐阜市
営業日	月曜日～土曜日（ただし、その他事業所が定める日を除く。）		
営業時間	月～金：10時00分～18時00分		
実施地域	岐阜市、羽島郡	開設年月日	平成28年12月1日

### 3. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1名（兼務）	-	放課後等デイサービスと兼務
児童発達支援管理責任者	1名（兼務）	-	放課後等デイサービスと兼務
訪問支援員	2名（専従）	-	放課後等デイサービスと兼務

### 4. サービスの内容

事業所では、「個別支援計画」に基づき、利用されるお子様の発達とより快適な生活を送ることができるようサービスを提供します。具体的な内容は下記のとおりです。

#### （1）日常動作訓練

日常生活の基本的動作習得を支援します。

(2) 集団生活適応訓練

集団生活への適応力習得を支援します。

(3) 機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活に必要な機能の向上を図るための訓練を実施します。

(4) レクリエーション

集団ゲーム等のレクリエーションを実施します。

(5) 必要な介助 排泄の介助のほか、児童発達支援での活動をおこなうときに必要な介助を、ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。

(6) 医療・福祉・生活等のご相談及び介護方法の指導

ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じて療育技術の指導を行います。

曜日	サービス提供時間
月～金	10時30分～12時00分

## 5. サービス利用料金

下記の料金表のとおり、サービス利用料金から障害児通所給付費等の給付額（全額の9割＝法廷代理受領する金額）を除いた金額（全体の1割＝利用者負担額）を通所給付決定保護者にお支払いいただきます。ただし、その月の利用者負担額が受給者証に記載のある月額負担上限額を超える場合、その上限額以上の負担はありません。

### 《保育所等訪問支援》

ご利用項目	利用料金	備考
A) 利用料	988単位	日額
B) 専門職員支援加算	679単位	日額
C) 初回加算	200単位	月額
D) 上限管理加算	150単位	月額
E) 家庭連携加算	187単位（1時間未満） 280単位（1時間以上）	月2回まで

## 6. 利用料及びその他費用のお支払い方法と代理受領

利用料及びその他費用は利用月ごとに計算し、月末締めにてご請求をお渡しいたします。

翌月20日までに集金袋へご請求金額を現金で入れた後、指導員へお渡しく下さい。

(1) 利用料及びその他費用は利用月ごとに計算し、月末締めにてご請求書をお渡しいたします。翌月末日までに納入袋又はご指定の銀行より引き落とし致します。

(2) 利用児童が障害児通所給付対象サービスを受けた場合、自己負担金以外の費用を事業所が利用者に代わり「代理受領」させていただきます。代理受領完了後、代理受領した金額等を書面にてお渡しいたします。

## 7. サービス利用に関する留意事項

### (1) 通所受給者証の確認について

「住所」及び「支給量」「指定通所支援の種類」「有効期間」など「通所受給者証」の記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかに事業所職員にお知らせください。また、事業所職員より「通所受給者証」の確認をお願いした場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (2) モニタリングについて

個別支援計画書を年2回モニタリングし、計画の見直し、面談を行います。  
相談については、随時承ります。

## 8. 利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、保育所等訪問支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には利用予定日の前日までに事業者に申し出てください。

(2) 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

(3) サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

## 9. 個人情報の保護について

事業所は、利用者等の個人情報の適切な取り扱いに関し個人情報保護方針を定め、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、確実な履行に努めます。

### (1) 個人情報の収集について

利用者及びその家族に関する個人情報を収集する場合、療育・相談・その他必要と認められる場合、その範囲内で行います。また、その他必要と認められる場合に個人情報を利用する場合には、「利用目的」を予め文書等による同意を得たうえで利用いたします。

### (2) 個人情報の利用及び提供について

個人情報の利用については、以下の場合を除き本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

①利用者又は給付決定保護者の承諾を得た場合

②個人を識別できない状態に個人情報を編集・加工して利用する場合

③法令等により提供を要求された場合

### (3) 個人情報の適正管理について

利用者等の個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、漏洩・紛失・改ざん又は利用者等の個人情報への不正アクセスを防止することに努めます。

### (4) 個人情報の開示・訂正等について

利用者等の個人情報について、利用者又は給付決定保護者から開示を求められた場合には、遅滞なく個人記録及び療育情報提供申出書等にて内容を確認のうえ対応いたします。また、内容の訂正・削除を求められた場合も、遅滞なく精査し対応いたします。

## 10. 情報開示及び記録の保管

関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要なコピー料などの諸経費は申出者の負担となります)

なお、法に定めるサービス提供に関する記録は5年間保管し、保管期間が終了した書類については適切

な対応により破棄いたします。

### 11. サービス内容及び個人情報の取り扱い等に関する苦情・相談について

#### 《ナナホシ岐阜事業所》

【受付窓口／苦情受付窓口】	児童発達支援管理責任者
苦情解決責任者	森 健汰
受付時間	曜日：月曜日～金曜日（ただし、その他事業所が定める日を除く。）
	時間：10時00分～18時00分

#### 《岐阜県社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会》

住所	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内
受付時間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日除く）
	時間：8時30分～17時15分
TEL/FAX	058-273-1111/058-275-4858

サービスの提供に際し、契約書および重要事項説明書の内容について説明を行いました。

説明日	令和 年 月 日
説明者	職名： 児童発達支援管理責任者 氏名： 森 健汰 (印)

#### 【事業者】

事業者（法人）名	株式会社 ナナホシ
代表者氏名	代表取締役 林 貴弘 (印)
所在地 電話番号	住所 〒500-8175 岐阜市長住町9丁目23番 TEL 058-255-1025 FAX 058-255-1026
事業所名	ナナホシ岐阜事業所

サービスの利用に際し、契約書および重要事項説明書の内容について説明を受けました。

#### 【通所給付決定保護者】

令和 年 月 日

利用児童名	
保護者氏名	(印)
住所 電話番号	住所 〒 TEL FAX